

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	4 6 1 9	受 理 年 月 日	令和 8 年 5 月 14 日
件 名	京都市桃陽病院の今後の在り方		
要 旨	<p>京都市桃陽病院は1952年以来、子供たちの療養と教育を両立させる、行政的な縦割りを超えて子供の権利を保障する施設であり、本来、全国的にも先進的な公立施設である。その在り方の検討に当たっては、なぜ京都市の先人たちはこの病院を創設したかという歴史を踏まえ、前向きな姿勢でなされるべきである。そのためにも、現在、同病院で子供たちのケアに携わる看護師・保育士等の意見や創設以来の歴史を理解している者の知見を踏まえるのは至極当然であり、委員構成の強化をお願いしたい。</p> <p>京都市桃陽病院の今後の在り方の検討に当たっては、京都市が地方自治法に基づく住民の福祉増進義務、国連子どもの権利条約に基づく子供たちの最善の利益の保障義務を遵守し、間違っても病院廃止の結論ありきの検討は行うべきではない。</p> <p>京都市はこれまで、京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院、京都市急病診療所等の廃止等、市政による直接の医療機能（臨床機能）を主に経済的観点から後退させ続けてきた。だが、桃陽病院の在り方検討において取り扱われているのは子供の人権である。したがって、従来同様の発想でそれが検討されるとすれば、それ自体が子供の権利を棄損する行い、国際的な子供の権利に関わる合意に反するものである。ついては、検討会の席上にあっても、経済的観点のみから施設の存廃を論じるような委員の発言があった場合、市当局が人権の担い手たる地方自治体の職責を全うすべく、き然と反論いただきたい。</p> <p>今日、子供たちの育ちを巡っては、発達障害、精神疾患、虐待、医療的ケア等、行政が対応すべき課題が山積している。桃陽病院の在り方を考えるとき、私たちは京都市が子供の人権・発達保障に公的な責任を果たし、子供たちへの保健・医療・福祉の抜本的な強化を図り、その中の病院、医療者の果たすべき役割を明確にするよう求める。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 京都市桃陽病院の在り方に関する検討会メンバーに病院の職員や創設後の歴史を知る委員を加えること。</li> <li>2 京都市桃陽病院の今後の在り方検討に当たっては、存続・拡充の方向性を基本として子供たちの最善の利益を保障する立場で検討すること。</li> </ol>		
陳 情 者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		